

平成26年11月藤枝市議会定例会
建設経済環境委員会委員長報告
(議案審査)

本会議5日目
(平成26年12月18日)

本委員会に付託されました、議案11件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第81号議案 平成26年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

初めに、歳出で「6款1項1目、農業委員会費について農地法改正による農地台帳等改修に要する経費とのことだが、具体的な内容について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成26年4月から改正農地法が施行され、『農地台帳の改正』と『農地台帳の電子化と公表』について定められ、これに対応するシステム改修で、平成27年4月1日開始が法定化されている。具体的な内容は、新たに整備すべき項目の追加、農地情報公表のための出力形式に合わせた改修、台帳と住民台帳・固定資産課税台帳との照合を行うシステム改修、及び、台帳とリンクさせる地図情報システムの改修である。」という答弁がありました。

次に、「農地台帳と住民台帳・固定資産課税台帳との照合を行うシステム改修について、インターネットでの閲覧が可能となるとの事だが、その内容について伺う。」という質疑があり、これに対して、「インターネットで地図検索をすると、対象農地の所在地番、面積、個人の意向、及び賃貸借の状況等が表示される。」という答弁がありました。

次に「7款1項3目、観光コンベンション等誘致促進事業費について、増額の理由について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成26年度当初予算で350万円を措置したものの、当初見込んでいなかった、サッカーやトランポリンなど大規模な大会があり、9月末時点での執行額は305万4千円であった。さらに、10月以降についても、300泊クラスの大規模な大会3件の申請が想定され、下半期だけで144万3千円、合計で約450万円の事業費が見込まれることから、増額する。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第87号議案 市道路線の廃止について」、「第88号議案 市道路線の廃止について」、「第89号議案 市道路線の認定について」、「第90号議案 市道路線の認定について」、「第91号議案 市道路線の認定について」、「第92号議案 市道路線の認定について」、「第93号議案 市道路線の認定について」、及び「第95号議案 建設工事委託変更協定の締結について（藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事）」について申し上げます。質疑もなく、採決の結果全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、第97号議案「陶芸センターの指定管理者の指定について」申し上げます。

初めに、「利用者の指定管理者に対する評価について伺う。」という質疑があり、これに対して、「モニタリング調査結果では、優良施設と評価され、平成25年に多目的トイレも整備され利用者は増加している状況である。」という答弁がありました。

次に、「施設の課題や利用者から要望はどのようなものがあるか伺う。」という質疑があり、これに対して、「利用者から要望のあったトイレについては、改修により利便性の改善に努めている。駐車場については、利用者が多く見込まれるイベント時などの場合、地元の協力を得て対応している。また、講師5名のうち中心となっていたいただいている方は高齢であり、後任も課題のひとつである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第98号議案「藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について」申し上げます。

初めに、「株式会社まちづくり藤枝とは、駐車場料金等、今後の方向性についてどのような話し合いがされたのか伺う。」という質疑があり、これに対して、「民間との金額の競争はせず、協力しながらも、民間にはないサービスを提供していくこととし、例えば、レンタサイクルやパンク修理時の自転車貸し出しなどを実施している。

また、市民アンケート結果を受けて、改善を行い、積極的に市民サービスの向上を図っていく、という方向性を確認している。」という答弁がありました。

次に、「駅周辺の駐輪場の実態について伺う。」という質疑があり、これに対して、「駅周辺には全部で5つの駐輪場があり、駅北にあるふたつの駐輪場は150円と120円、駅南は60円と、150円から値下げして現在は80円のふたつの駐輪場がある。全体での収容台数は、4,000台であるが、駅南の60円の駐輪場は全体で15パーセントの収容台数しかなく、この金額に合わせることは、他の多くの駐輪場を経営している民間事業者の圧迫につながり、駐輪場関係者との話し合いで現在の金額を設定している。」という答弁がありました。

次に、「民間駐輪場が満車で、市営駐輪場の空きが目立つという状況はあまり良いとは言えないが、駐輪場と関連する放置自転車対策は解決しているとの解釈で良いか伺う。」という質疑があり、これに対して、「市営駐輪場については、ある程度収容台数に余裕を持たせ、民間駐輪場がなくなった時に補完することができる施設として考えている。

また、放置自転車対策については、平成14年当時、1,500台あった放置自転車が、

現在は100台前後と減少しており、駅前広場では、ほとんど放置自転車は見かけない状況である。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。